

諮問番号：平成30年諮問第1号から第9号まで

答申番号：平成31年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年9月21日、同年10月12日及び同年11月1日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する非公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第3号から第5号まで及び第7号から第12号まで））については、棄却されるべきであるとの実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求

審査請求人は、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次の表のとおり行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

諮問番号	公開請求に係る行政情報の名称又は内容	公開請求の日付
第1号	加須市空家等対策計画第4章の3の(2)に基づいて作成されたデータベースの中で私の所有家屋に係る記載内容の全て	平成29年8月31日
第2号	平成28年12月15日付け加交発第195号に基づいて自治協力団体代表者からの報告書「新たに発生した空き家リスト」の中で私の所有家屋に係る記載内容の全て	平成29年8月31日
第3号	加須市交通防犯課から「加須市空家等の意向に関するアンケートのご協力をお願い」その他資料を平成29年8月7日に審査請求人宅に郵送した行政事務執行に係る起案・決裁文書	平成29年8月31日
第4号	平成29年4月27日開催の加須市自治協力団体連絡協議会において不動岡第4区区長へ「平成29年度空家状況一覧」を配布して審査請求人所有家屋に係る個人	平成29年9月25日

	情報を外部提供したことについて個人情報保護条例第7条に従って適正処理したことを証明できる資料	
第5号	平成28年12月1日を基準日として実施した空家等実態調査において審査請求人所有家屋について空家認定した具体的事由が確認できる資料の全て	平成29年10月12日
第6号	平成28年12月1日を基準日とした空家等実態調査に基づいて審査請求人所有家屋を空家と認定したことの事務決裁処理を確認できる資料の全て	平成29年10月12日
第7号	平成29年8月7日着で交通防犯課から審査請求人宅へ郵送した空家等関係資料4点それぞれの送付目的及び理由について確認できる資料の全て	平成29年10月12日
第8号	平成29年8月10日に交通防犯課窓口で、審査請求人所有家屋を「区長報告に基づいて現地調査した市担当職員の主観で空家と判定した」と担当主幹が断言したが、その説明根拠を確認できる資料の全て	平成29年10月12日
第9号	平成29年8月29日に交通防犯課窓口で交通防犯課長が審査請求人所有家屋について「空家等認定を取り消す」と明言した事由、並びに認定取り消しの決裁権者を確認できる資料の全て	平成29年10月12日

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、次のとおりの日付で、本件公開請求は個人を特定したものであり、本件公開請求に係る行政情報（以下「対象行政情報」という。）の存在の有無を答えること自体が、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるため、本件公開請求を拒否するとして、条例第11条第2項の規定により対象行政情報を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 前記1の表の第1号から第3号まで 平成29年9月14日
- (2) 前記1の表の第4号 平成29年10月4日
- (3) 前記1の表の第5号から第9号まで 平成29年10月26日

3 審査請求

審査請求人は、次のとおりの日付で、実施機関に対し、本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求めて審査請求を行った。

- (1) 前記2の(1) 平成29年9月21日
- (2) 前記2の(2) 平成29年10月12日
- (3) 前記2の(3) 平成29年11月1日

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象行政情報の公開決定を求める。

2 審査請求の理由

次の表のとおり

諮問番号	審査請求の理由
第1号から 第3号まで	審査請求人は、実際に違法文書を郵送されて心身等に多大の損害を受けた被害者であり、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当する事案である。また、非公開理由は非公開規定を適用できる（適用する）理由になっていない。
第4号	個人情報の外部提供に当たって加須市個人情報保護条例（平成22年加須市条例第10号）第7条に基づく行政事務が適正に執行されたか否かを事実確認するためである。
第5号及び 第6号	審査請求人自身の所有家屋について違法に空家認定して所有権侵害した行政事務執行内容について公開請求するものであり、条例第7条第1項第2号を適用するのは不适当（不適切）であり、むしろ同号ただし書イに該当する事案である。
第7号	審査請求人自身の所有家屋に係る違法な空家認定に基づく資料郵送という行政事務執行内容について公開請求するものであり、条例第7条第1項第2号を適用するのは不適切であり、むしろ同号ただし書イに該当する事案である。
第8号	「現地調査した職員の主観で空家と判定した」という法令等規定に違背した奇弁で住民を門前払いするのは、条例の趣旨に違反する行為であり、条例第7条は適用できない。
第9号	「空家認定取り消し」発言の事由並びに当該行為の決裁権者については、条例の趣旨に従って当然に説明すべき事案であり、条例第7条第1項第2号の適用は不適切である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

市は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、加須市空家等対策計画(以下「計画」という。)を策定しており、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

空家等の実態把握の実施に当たり保有している行政情報には、空家等の所有者等の情報が含まれており、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。

2 条例第10条の該当性について

本件公開請求は、いずれも審査請求人本人という特定の個人を指定したものである。したがって、対象行政情報の存在の有無を答えること自体が、空家等の実態把握に係る特定の個人に関する情報の有無を公表することとなり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件公開請求を拒否したものである。

3 その他の主張について

審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であること、実施機関が審査請求人の所有家屋を違法に空家と判定して所有権を侵害したこと等を主張し、条例第7条第1項第2号の適用は不適切であること及び同号ただし書イに該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人の主張は理由がなく、受け入れることはできない。

第5 審査会の調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
平成30年12月21日	諮問書の受理 調査審議(平成30年度第1回審査会)
平成31年2月22日	調査審議(平成30年度第2回審査会)

第6 審査会の判断

1 空家等の実態把握について

市は、法第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定し、計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

当該実態把握について、市では、新たに発生する空家等の早期発見とその状況を把握するため、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体に空家等の情報提供を依頼し、空家等の可能性がある家屋について「新たに発生した空家

リスト」により情報提供を受けている。

その後、市が敷地外からの外観目視によりその状況等を確認し、「空家等管理システム」に登載するとともに、当該家屋の所有者等に対し、その使用状況や今後の利活用に対する意向等についてのアンケートを実施し、空家等であるか否かを確認しているものである。

2 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

条例第7条第1項第2号本文は、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報は非公開とすることを定めている。

一方で、条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいて、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することを定めている。

本件公開請求は、自治協力団体から情報提供を受けた「新たに発生した空家リスト」、市が調査した「空家等調査票」、当該調査を踏まえて空家等の情報を登載した「空家等管理システム」、空家等の可能性がある家屋の所有者等に送付したアンケート等、市が実施する空家等の実態把握に係る一連の文書について、特定の個人を指定して行われたものであることが認められる。

したがって、対象行政情報が存在しているか否かを答えることで、特定の個人及び当該特定の個人が所有する家屋が、市が実施する空家等の実態把握の対象となったか否かという事実に関する情報を明らかにすることとなる。

当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当することが認められ、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

3 条例第10条の該当性について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

行政情報の公開請求に対しては、本来は当該公開請求に関する行政情報を特定した上で、行政情報が存在している場合は公開又は非公開の決定が行われ、行政情報が存在しない場合は不存在を理由として非公開の決定が行われることが原則である。

しかし、公開請求が特定の個人を指定したもの等である場合、当該公開請求に係る行政情報の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を公開することとなり、当該非公開情報により保護される利益が害される場合があることから、条例第10条は、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを例外的に規定しているものである。

本件公開請求について、対象行政情報の存在を前提に公開又は非公開の決定をした場合は、特定の個人に係る事実に関する情報があつたことを明らかにすることとなり、不存在を理由として非公開の決定をした場合は、その事実がなかったことを明らかに

することとなる。

したがって、対象行政情報の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第2号本文に規定する非公開情報を公開することとなるので、条例第10条の規定に基づき対象行政情報の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否するとして行った本件処分は、妥当である。

4 本人からの個人に関する情報の公開請求について

条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはなく、公開はしないものである。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、違法文書を郵送されて心身等に多大な損害を受けた被害者であること、実施機関が審査請求人の所有家屋を違法に空家と判定して所有権を侵害したこと等を主張し、条例第7条第1項第2号の適用は不適切であること及び同号ただし書に該当することとして対象行政情報の公開を求めているが、審査請求人の主張は理由がなく、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

よって、当審査会は、第1に記載のとおり答申する。

加須市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	川 根	誠
委 員	満 木	祐 子
委 員	福 島	秀 年
委 員	梅 澤	義 行
委 員	安 藤	正